

熊本市・城南町合併協議会作業部会設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、熊本市・城南町合併協議会規約（以下「規約」という。）第15条第2項の規定に基づき、熊本市・城南町合併協議会（以下「協議会」という。）の作業部会（以下「作業部会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 作業部会は、協議会の幹事会（以下「幹事会」という。）の指示を受け、規約第3条各号に掲げる事項について専門的に調査し、又は検討する。

(組織)

第3条 作業部会の名称は、別表のとおりとする。

2 作業部会の部会員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(部会長及び副部会長)

第4条 作業部会に、部会長及び副部会長を置く。

2 部会長は、作業部会の部会員の互選によりこれを定め、副部会長は、部会長が作業部会の部会員のうちから指名する者をもって充てる。

(部会長等の職務)

第5条 部会長は、作業部会を代表し、会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 作業部会の会議（以下「会議」という。）は、幹事会の幹事長から要請があったとき、又は部会長が必要があると認めるときに開催する。

2 部会長は、会議の議長となる。

(会議への出席等)

第7条 部会長は、必要があると認めるときは、会議の議事に関係のある者に対し、会議への出席を求め、説明、意見の開陳又は必要な資料の提出を求めることができる。

(報告)

第8条 部会長は、作業部会における調査及び検討の経過及び結果について、幹事会の幹事長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 作業部会の庶務は、部会長の属する市町において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、作業部会の組織及び運営について必要な事項は、幹事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年10月2日から施行する。

別表（第3条関係）

| 作業部会名 | 部会員 | |
|---------|----------|--------|
| | 熊本市 | 城南町 |
| 総務部会 | 総務課長 | 総務課長 |
| | | 議会事務局長 |
| | | 会計課長 |
| | | 企画財政課長 |
| 企画財政部会 | 企画課長 | 総務課長 |
| | 財政課長 | 企画財政課長 |
| | | 税務課長 |
| | | 産業振興課長 |
| 市民生活部会 | 市民協働推進課長 | 税務課長 |
| | | 町民課長 |
| | | 総務課長 |
| | | 社会教育課長 |
| | | 産業振興課長 |
| | | 企画財政課長 |
| | | 健康福祉課長 |
| 健康福祉部会 | 健康福祉政策課長 | 保険課長 |
| | 地域保健福祉課長 | 健康福祉課長 |
| | | 町民課長 |
| | | 産業振興課長 |
| | | 上下水道課長 |
| 子ども未来部会 | 子ども政策課長 | 健康福祉課長 |
| | | 社会教育課長 |
| | | 学校教育課長 |
| 環境保全部会 | 環境企画課長 | 町民課長 |
| | | 上下水道課長 |
| | | 企画財政課長 |
| | | 産業振興課長 |
| 経済振興部会 | 産業政策課長 | 企画財政課長 |

| | | |
|--------|-----------|--------|
| | 農業政策課長 | 産業振興課長 |
| 都市建設部会 | 都市計画課長 | 都市建設課長 |
| | 土木総務課長 | 上下水道課長 |
| | | 企画財政課長 |
| 教育部会 | 総務企画課長 | 学校教育課長 |
| | | 社会教育課長 |
| 水道部会 | 水道局経営企画課長 | 上下水道課長 |
| 電算部会 | 情報政策課長 | 総務課長 |